

小城市配偶者等からの暴力（DV）の防止

及び被害者支援基本計画 **【案】**

【平成 26 年度～平成 28 年度】



## **「ドメスティック・バイオレンス（DV）」とは**

DVを直訳すると「家庭内の暴力」「家族間の暴力」となりますが、この計画では配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の状況にある者や過去に婚姻関係にあった者を含む。）間や恋人同士等、親密な関係における身体的、精神的、性的、経済的暴力等という意味で使用します。

## 目次

第1章 基本計画の策定にあたって	1
1 基本計画策定の趣旨	2
2 基本計画の性格と役割	3
3 基本計画の期間	3
4 基本計画の推進	3
第2章 基本計画の内容	4
基本計画の体系	5
施策Ⅰ DVを許さない意識づくりの推進	6
基本事業 1 DV防止に向けた意識啓発	
施策Ⅱ 安心して相談できる相談体制の整備	8
基本事業 1 DV被害者支援に係わる相談体制の強化	
基本事業 2 女性（母子）に係わる相談機能の充実	
基本事業 3 二次被害を起こさないための相談支援体制の確立	
施策Ⅲ DV被害者の安全確保と自立支援	11
基本事業 1 DV被害者の安全確保のための支援体制の整備	
基本事業 2 DV被害者の自立に向けた支援の充実	
施策Ⅳ 関係機関の連携・協力	14
基本事業 1 あらゆる暴力の早期発見と防止対策	
基本事業 2 関係機関、団体等との連携の推進	

### 【 資料編 】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

## 第 1 章 基本計画の策定にあたって

## 1 基本計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、その多くの場合が、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、子どもが同居する家庭では被害者だけでなく、子どもの心身に深い傷を残す児童虐待につながるものもあります。さらに、DV被害者の多くは女性であり、配偶者等が暴力を加えることは、女性の人権を侵害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。

こうしたDVによる被害が顕著化し、社会問題として取り上げられていく状況のなかで、平成13年（2001年）4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が制定されました。この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とするもので、これにより国、地方公共団体にはDV防止と被害者保護の責務があることが明示されました。

その後、平成16年（2004年）12月には、DV防止法の一部を改正する法律が施行され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本方針の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が盛り込まれました。さらに、平成20年（2008年）1月には、市町村の基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正が行われ、平成26年（2014年）1月の3回目の法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされることとなり、法律名が、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）に改められました。

小城市においても、DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」を目指し、DV防止啓発やDV未然防止教育によりDVの発生をなくすことと、DV被害者を早期に相談につなげ、被害者とその同伴者の安全確保、自立に向けた切れ目のない支援をすることが必要です。

また、効果的な啓発や教育、被害者の実情を踏まえたきめ細かな支援を行うためには、庁内関係部署におけるDV対策に対する共通認識と連携をはじめ、県や警察などの関係機関、民間支援団体との連携がさらに重要になっています。

小城市のDV対策の方向性を示すことで、庁内関係部署が共通認識をもち、関係機関や民間支援団体との連携を図りながら、総合的にDV対策を推進することを目的として基本計画を策定します。



## 2 基本計画の性格と役割

- ① この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- ② この計画は、「小城市男女共同参画プラン」の目指す『男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市』をめざして、DV対策の方向を示すものです。
- ③ この計画は、DV防止法第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「佐賀県DV被害者支援基本計画」の内容に勘案して策定しました。
- ④ 市民や被害者の相談・保護・支援等に職務上関係のある者及び民間団体等に対しては、この計画の趣旨に沿った取組みについて、連携を図りながら行うことを期待するものです。

## 3 基本計画の期間

この計画に基づいた施策の実施期間は、平成26年度（2014年度）から28年度（2016年度）までの3年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更などを考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

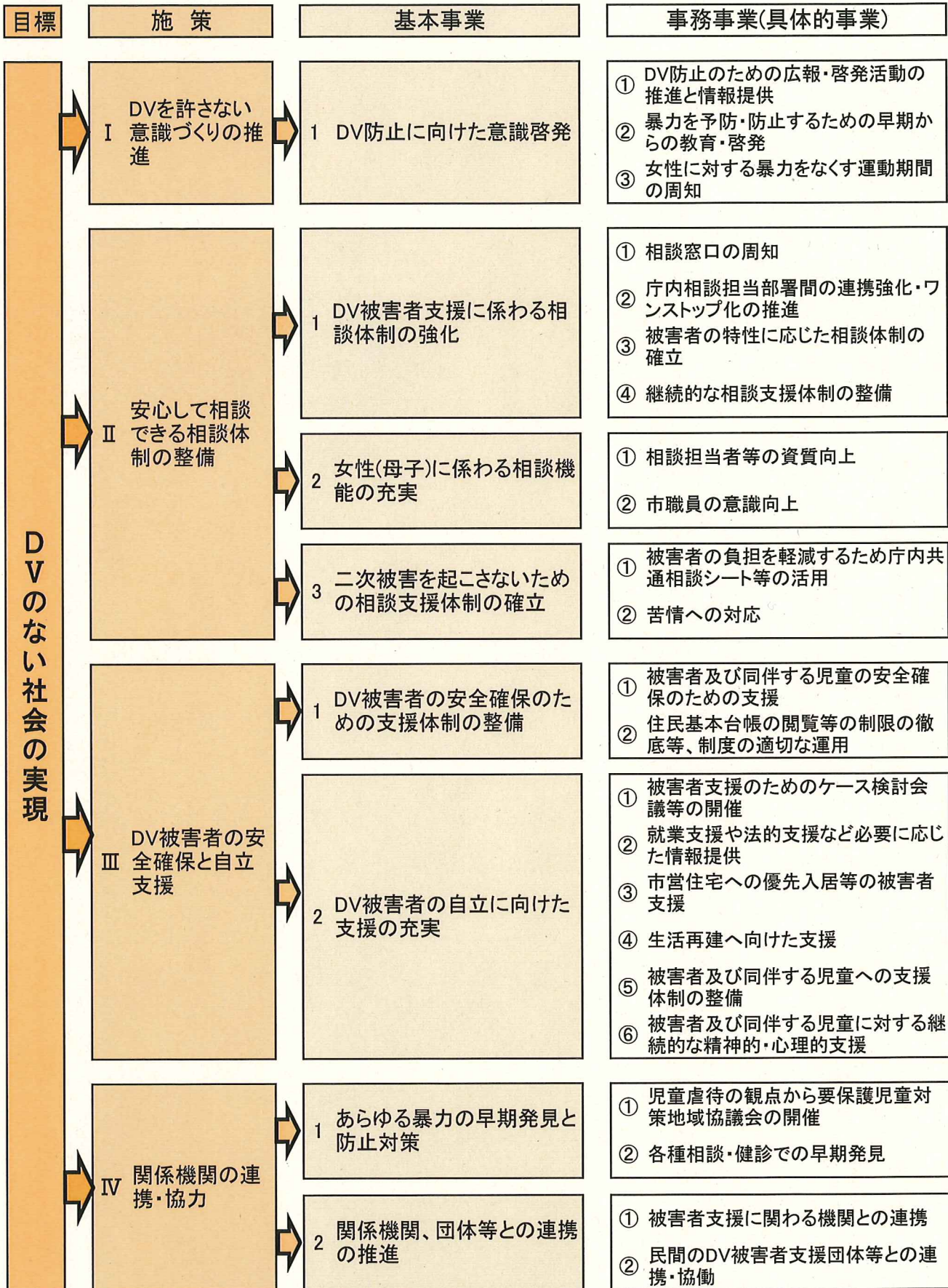
## 4 基本計画の推進

DVの防止及び被害者支援に関して、DV被害の状況や被害者の環境はさまざまで、ひとつの機関だけで対応することは困難です。このため、市民、行政機関、警察、民間の支援団体等を含む関係機関との連携を図り、本計画に基づき施策を推進していきます。また、庁内においては、企画課や子ども課が中心となり、DVの防止の啓発や被害者支援に関する部署が連携を取りながら施策の推進に努めていきます。

また、進捗状況等は、小城市男女共同参画プランの進行管理と合わせて公表します。

## 第2章 基本計画の内容

# 基本計画の体系





## 施策Ⅰ DVを許さない意識づくりの推進

### 【現状と課題】

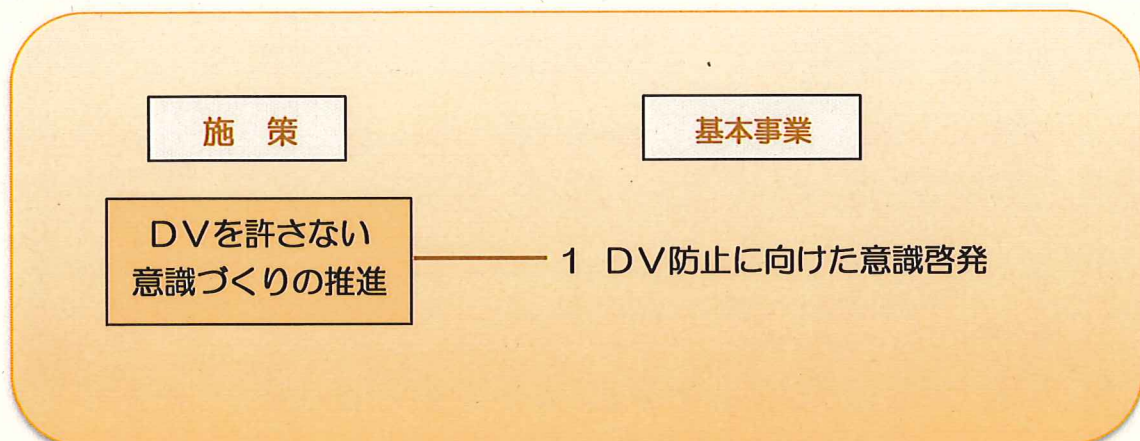
DVを防止していくためには、男女の人権を尊重し、“個人の尊厳を傷つける暴力は許さない”という意識を社会全体で共有することが重要です。

平成22年度に本市が実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の認知度について、「内容まで知っている」という人は19.8%で、約6割の人は「内容までは知らないが聞いたことがある」(58.4%)と答えています。「全く知らないし、聞いたこともない」(13.0%)という人は1割強となっており、その認知度は低い状況にあります。

また、DVの被害経験について聞いたところ、「生命の危機を感じるほどの暴力を受けたことがある」と答えた人の割合は、全体で2.5%、男性0.5%、女性4.0%で、女性の約25人に1人が、生命の危機を感じるほどの暴力を受けていることとなります。

配偶者等に対して暴力を振るうことは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力や暴言など、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待に当たることなど、DVについての正しい理解を広げていくことが大切です。

### 【施策の体系】



## 【基本事業】

### 1 DV防止に向けた意識啓発

No.	事務事業（具体的事業）	内 容	担当課
①	DV防止のための広報・啓発活動の推進と情報提供	市民がDV防止法の趣旨や制度、DVについての理解を深めることができるよう、また、DVに関する相談窓口の周知を図るため、市報、市ホームページ、ポスター、リーフレット等の配布方法や周知方法を検討しながら活用します。講座等を開催し、DVの防止及びDVの早期相談につなげるため周知・啓発の推進に努めます。	企画課 こども課
②	暴力を予防・防止するための早期からの教育・啓発	県、民間団体等と連携して、若年者を対象とした未然防止教育を推進する。学校や幼稚園、保育園における人権教育を通して、お互いの人権を尊重し、暴力によらない問題の解決方法を身につけられるよう、発達段階に応じた早期からの教育に取り組めます。また教職員や保育士、保護者などを対象とした研修・啓発に努めます。	企画課 こども課 学校教育課
③	女性に対する暴力をなくす運動期間の周知	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせて啓発活動を行います。	企画課



## 施策Ⅱ 安心して相談できる相談体制の整備

### 【現状と課題】

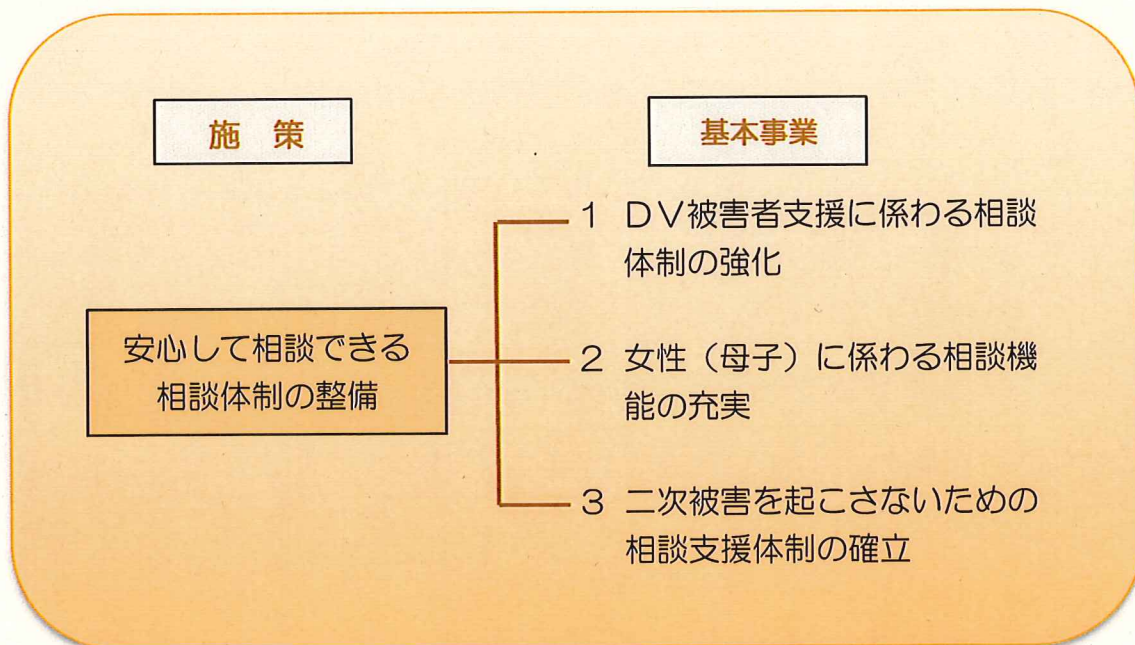
DV被害者には、被害者への支援等に関する情報を入手し、それを活用することが必要ですが、被害者が孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会が制限されている場合が多く、また被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないため、相談に至らないことも多いといわれています。

平成22年度に本市が実施した「男女共同参画に関する意識調査」では、「DVをなくすにはどうしたらよいか」との問いに、7割以上の方が、「被害者が安心して相談できる窓口の確保」(71.8%)が必要であると回答しています。今後、市の相談窓口をはじめ、さまざまな相談窓口があることを知らせて、周知度を高めることが課題といえます。

被害者にとって市役所は身近な相談窓口であり、その後の支援においても果たす役割は重要であることから、相談を受ける際には、相談の秘密を厳守し、被害者の信頼を損ねたり、被害者が危険にさらされたりしないように徹底しなければなりません。

また、相談は配偶者等の暴力に関する特性を理解し、被害者の安全を確保しながら、被害者の置かれた状況や心身の状態に配慮して行わなければなりません。このため、相談を受ける職員は研修等を重ね、被害者に対し適切な情報を提供し、的確な助言を行える十分な知識や技術を習得し、相談技術の向上を図る必要があります。

### 【施策の体系】



【基本事業】

1 DV被害者支援に係わる相談体制の強化

No.	事務事業（具体的事業）	内 容	担当課
①	相談窓口の周知	小城市のDV相談窓口であることも課をはじめ、佐賀県の配偶者暴力相談支援センターや警察など相談窓口の一層の周知を図ります。	企画課 こども課
②	庁内相談担当部署間の連携強化・ワンストップ化の推進	DV相談に係る庁内ネットワーク会議を設置し、関係部署間で共通の認識を持ち、迅速で適切な対応ができるよう連携強化を図ります。被害者の個人情報の保護にも配慮し、被害者の負担を軽減するため、被害者が一箇所で相談並びに必要な申請手続き等を行うことができるよう、ワンストップサービスの充実を図ります。	こども課
③	被害者の特性に応じた相談体制の確立	被害者が、障がい者、高齢者、若年者、外国人であることなどによって支援を受けにくいということにならないよう、関係部署や関係機関と連携しながら、情報提供、相談体制の充実に努めます。	こども課 福祉課
④	継続的な相談支援体制の整備	被害者の状況に応じて、保育園や母子生活支援施設への入所、生活保護の実施、母子福祉施策の活用等、各種制度を活用し、被害者の自立に向けた切れ目のない支援ができるよう、関係部署や関係機関との連携に努めます。	こども課

\*用語の定義

【二次被害】 相談機関での被害者に対する不適切な対応によって被害者が傷つくことをいいます。

## 2 女性（母子）に係わる相談機能の充実

No.	事務事業（具体的事業）	内 容	担当課
①	相談担当者等の資質向上	複雑多様化する女性の相談に対応するため、相談業務や関連業務等にかかわる職員向けに、情報提供や積極的な研修参加を促し、相談機能の充実を図ります。	企画課 こども課
②	市職員の意識向上	DVの早期発見により被害を最小限に防ぐことや、個人情報の取り扱いなどDVの理解不足から被害者に対する不適切な対応によって被害者が傷つく二次被害の防止など、さまざまな相談窓口や手続きにかかわる職員を対象に、職務に即した研修を実施します。また、関係部署の実務担当者以外の職員へもDV研修をすすめていきます。	企画課 こども課

## 3 二次被害を起こさないための相談支援体制の確立

No.	事務事業（具体的事業）	内 容	担当課
①	被害者の負担を軽減するため庁内共通シート等の活用	個人情報に配慮しつつ被害者の負担を軽減するため、庁内共通シート等を活用することにより情報の共有化を図ります。	こども課
②	苦情への対応	相談・保護・支援等について、被害者等からの苦情の申し出があった場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な場合は、支援・連携の方法を見直します。	こども課 市民課



### 施策Ⅲ DV被害者の安全確保と自立支援

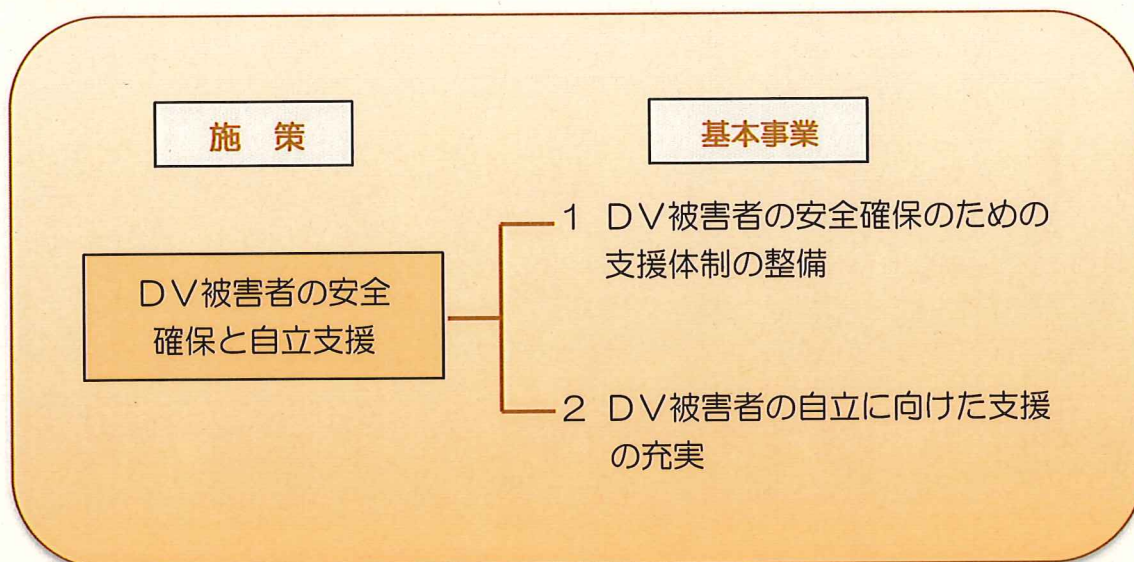
#### 【現状と課題】

相談対応のなかで、緊急の保護が必要とされるケースがあります。緊急に保護を必要とする被害者や同伴する家族が一時保護されるまでの間、地域の社会資源を活用した避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施などにより、安全に保護が受けられるようにすることが必要です。今後も、被害者が安全で安心して保護を受けられるよう情報管理の徹底とともに、佐賀県の配偶者暴力相談支援センターや警察など、関係機関との連携を強化する必要があります。

また、被害者が自立して生活しようとする際には、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の問題を同時に抱えるとともに、さまざまな手続きが精神的な負担となっています。そのため、住民基本台帳事務における支援措置など、被害者等に係る情報の保護を図りながら、生活の支援や就業の支援、住宅の確保に向けた支援、医療保険、年金の取り扱いなどについて、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助を行うことが大切です。

今後も、被害者の置かれた状況を理解しながら、課題解決に関わる部署や関係機関が連携し自立支援に努める必要があります。

#### 【施策の体系】



## 【基本事業】

### 1 DV被害者の安全確保のための支援体制の整備

No.	事務事業（具体的事業）	内 容	担当課
①	被害者及び同伴する児童の安全確保のための支援	緊急に被害者及び同伴する児童等の保護が必要になった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、佐賀県の配偶者暴力相談支援センターや警察などの関係機関と連携しながら、被害者の安全確保のための支援を行います。	こども課
②	住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底等、制度の適切な運用	被害者の安全確保の観点から、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付制限に関する情報の提供を行います。また、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部署での情報管理の徹底を行うため、関係部署との連携に努めます。	市民課 こども課

### 2 DV被害者の自立に向けた支援の充実

No.	事務事業（具体的事業）	内 容	担当課
①	被害者支援のためのケース検討会議等の開催	必要に応じて、ケース検討会議を開催するなど、関係する部署が十分な連携を保ちながら被害者を見守り、自立に向けた支援を行います。	こども課
②	就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供	生活支援のためのさまざまな施策や窓口、手続きなどについての情報を提供します。また、就職活動を支援するため、就労に必要な技術や資格取得の情報を提供します。さらに、住宅や医療保険、年金、子どもの保育、就学などの情報提供を行います。	こども課
③	市営住宅への優先入居等の被害者支援	被害者に対し、市営住宅への優先入居の検討を進めていきます。	建設課

④	生活再建へ向けた支援	生活保護の適用、母子生活支援施設への入所、児童扶養手当の申請など被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。	こども課 福祉課
⑤	被害者及び同伴する児童への支援体制の整備	妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、体制の整備を図ります。また、被害者と同伴する児童が円滑に就学や保育ができるよう受入体制の整備をすすめていきます。	健康増進課 こども課 学校教育課
⑥	被害者及び同伴する児童に対する継続的な精神的・心理的支援	必要に応じ、被害者と同伴する児童に対する見守りを行うとともに、状況に応じて被害者がカウンセリング等心のサポートを受けながら地域で生活を送れるよう、長期的に支援を行います。また、同伴する児童に対する継続的な心のケアが必要な場合は、学校、児童相談所等と連携を取りながら、子どもが安心して生活できるよう支援を行います。	こども課 学校教育課





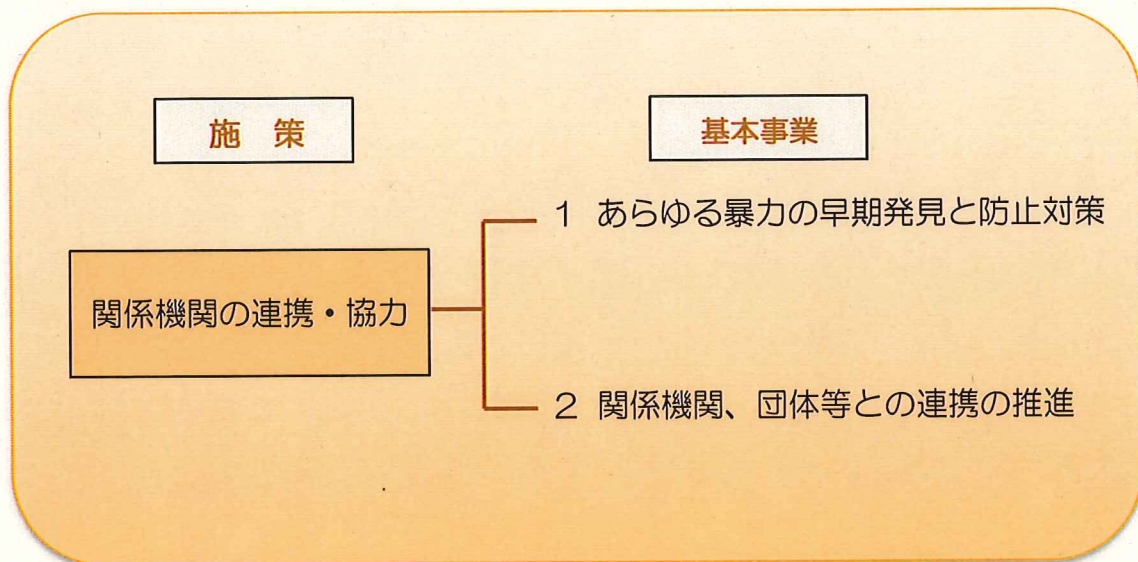
## 施策Ⅳ 関係機関の連携・協力

### 【現状と課題】

被害者支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、さまざまな形での連携について整備を図る必要があります。

### 【施策の体系】



## 【基本事業】

### 1 あらゆる暴力の早期発見と防止対策

No.	事務事業（具体的事業）	内 容	担当課
①	児童虐待の観点から要保護児童対策地域協議会の開催	児童虐待の観点から、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携及び協力の確保を図るため、小城市要保護児童対策地域協議会を開催します。	こども課
②	各種相談・健診での早期発見	各種相談、健診や訪問指導等の機会にDV や児童虐待などあらゆる暴力の早期発見に努め、地域の実情に応じた予防体制の整備を行います。	こども課 健康増進課 学校教育課

### 2 関係機関、団体等との連携の推進

No.	事務事業（具体的事業）	内 容	担当課
①	被害者支援に関わる機関との連携	被害者及び加害者に対し適切な対応ができるよう県及び近隣市町、警察、医療機関、弁護士会等の被害者支援に関わる機関と連携を図っていきます。	企画課 こども課
②	民間のDV被害者支援団体等との連携・協働	DV 防止のための啓発や被害者の自立支援を円滑に行い、幅広いニーズに応えるため、DV 問題、被害者支援などに取組み、豊富な知識・経験などを有する民間団体等と連携を図っていきます。	企画課 こども課



# 資料編

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

#### 第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

##### 第五章の二 補則（第二十八条の二）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年

法律第六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認め



るに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができ

る。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、

同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関し

て相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

小城市配偶者等からの暴力（DV）の防止及び被害支援基本計画

平成 26 年 3 月

発行 小城市 総務部 企画課

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

Tel 0952-37-6115

Fax 0952-37-6163

E-mail [kikaku@city.ogi.lg.jp](mailto:kikaku@city.ogi.lg.jp)